

議事内容

(1) 議事録署名者は、審議会運営規程第6条の規定に基づき、会長の指名により、1号委員の大辻 誠委員、2号委員の梶田高由委員に決定した。

(2) 付議事項

第1号議案 尾張都市計画下水道の変更について

【後藤上下水道経営課長】 (資料に基づき変更内容について説明)

【大塚委員】 今後、勝西浄化センターと南部浄化センターを統合して、1浄化センター体制に移行する計画はあるか。

【後藤上下水道経営課長】 勝西浄化センターと南部浄化センターの距離が割合近いため、将来的には管を繋ぎ、災害時などに相互利用することも考えている。ただし、今後人口が減少していく中で、その規模から、一つの浄化センターで良いのではないかという議論もあるため、まだ2浄化センターか1浄化センターが良いかの結論は出てないが、議論はしているところである。

【磯部会長】 実際に下水道が整備されて使えるようになるのはいつ頃になるか。

【後藤上下水道経営課長】 統廃合については、来年度から22号幹線の基本設計を始め、その後、実施設計と工事に入る予定としている。高蔵寺浄化センターの老朽化に伴う統廃合になるため、浄化センターの使用機器の兼ね合いも含め、令和19年度末までに、工事が完了するスケジュールで今のところは進めており、令和20年度から新たに2浄化センター体制で稼働する予定である。

【横江委員】 下水道が未整備の地域と南部浄化センターの整備は、どのような計画で進めていくのか。

【後藤上下水道経営課長】 現在は、JR春日井駅南側の上条地区の整備を進めており、令和8年度までかかる予定である。令和9年度からは、下市場地区を整備することが決定しており、概ね10年かけ整備する予定である。それ以降の具体的な計画はないが、費用対効果など様々な観点から検討していくことになる。しかし、まだ未整備のところがあ、仮に年間20ヘクタール未整備区域を整備しても、整備完了までに70年か

ら 80 年はかかると考えられる。また、高蔵寺浄化センターを廃止し、南部浄化センターに統合するが、今の南部浄化センターの容量では、処理できないため、22 号幹線と合わせ、南部浄化センターの増設も令和 19 年度末までに工事を進める計画になっている。

【磯 部 会 長】 他に意見がないようなので、原案に異議のない方の挙手を求める。
(全員挙手)

【磯 部 会 長】 全員挙手であり、原案に異議ないものとして決定し、その旨を春日井市長に答申することとする。

(3) 報告事項

報告事項 春日井市立地適正化計画の変更について

【森都市政策課長】 (資料に基づき変更内容について説明)

【大 塚 委 員】 防災指針の位置付けとしては、表-2にある立地適正化計画で位置付けている主な内容の6つ目に加えるというものなのか。あるいは、居住誘導区域の中での防災についての位置付けとなるのか。

【森都市政策課長】 居住誘導区域内を対象とする防災の指針である。法律の中で立地適正化計画に定める項目に、都市機能誘導区域や施策があるが、法改正により防災指針も位置付けることができるようになったため、記入するものである。

【磯 部 会 長】 街というものは、かつて川が氾濫して平らな土地ができたところになってきているため、氾濫の危険性は高い。防災対策、河川整備などを行っているが、危険を認識しながら生活していく必要がある。情報を整理、提供し、災害があった時にはどううまく逃げるかなどの防災のまとめ方になると考えられる。事務局より追加で説明事項はあるか。

【森都市政策課長】 今年度業務を発注し、課題や現状の災害のハザード状況、都市計画で立地している用途地域等の状況を今後比較しながら、ハザードがある部分でのリスク対策として、資料を整理し、適宜報告させていただく。

【横 江 委 員】 都市機能誘導区域内に複数の用途地域が存在するが、その辺りの整

理を行う予定はあるのか。

【森都市政策課長】 都市機能誘導区域内では、主に商業地域や近隣商業地域が多くを占めているが、住居系の用途地域も多く入っている状況である。都市計画マスタープランにおいても、土地利用の状況に合わせ適宜用途の見直しも検討するが、用途地域の指定から長い年数が経過している状況も踏まえると、変更することにより既存不適格の建築物ができるなどの問題もある。都市機能誘導区域内については、直近で用途地域を見直す予定はないが、今後も引き続き状況を見ながら、適正な誘導ができるように必要に応じて規制の強化、緩和をしていきたい。

午前10時45分閉会